

かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会の専門部会の設置及び運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会(以下「計画評価委員会」という。)に設置される専門部会(以下「部会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 部会は、専門的な見地から、計画評価委員会の所掌事項の円滑な協議を図ることを目的として設置する。

(部会の種類)

第3条 部会は、「計画評価」の1部会とする。

(所掌事務)

第4条 部会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 計画に掲げる施策・事業の評価に関すること
- (2) 施策・事業の方向性に関すること
- (3) 介護給付の適正化に関すること
- (4) その他計画の適切な実施に必要な事項

(構成員等)

第5条 部会の構成員は、計画評価委員会の指定する計画評価委員会の委員及び計画に関する関係者をもって構成する。

(任期)

第6条 部会員の任期は、計画評価委員会の委員に準ずるものとする。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定めるものとし、任期は、特に定めのない限り各部会員としての任期になる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(意見の聴取)

第9条 部会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(庶務)

第11条 部会の庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課において処理する。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 5 日から施行する。

